

(1) 西多摩地域の地域間幹線バスの概要

1) 5系統のこれまでの支援概要

○西多摩地域の5系統については、これまで東京都が「生活交通確保維持計画」を策定し、国と都で運行支援を実施



- ①丹波線 奥多摩駅～丹波山村役場
- ②小菅線 奥多摩駅～小菅の湯
- ③鴨沢西線 奥多摩駅～鴨沢西
- ④数馬線 武蔵五日市駅～数馬
- ⑤藤倉線 武蔵五日市駅～藤倉

・補助スキーム: 経常費用から経常収益を除いた額(=欠損額)について、国と都が1/2ずつ負担。

(国・都の補助上限9/20を超える欠損額については、地元市町村が負担)

- ・国: 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金
- ・都: 東京都バス運行対策費補助金

【欠損額が経常費用の9/20以内の場合】



【欠損額が経常費用の9/20超の場合】



1. 法定計画策定に向けた手順

(1) 西多摩地域の地域間幹線バスの概要

2) 地域公共交通計画と乗合バス等の補助制度の連動化

- ・ 公的負担で確保・維持が必要な系統等に対し、効果的・効率的な支援を実施するため、国は、活性化再生法の改正に合わせ、**地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置付けを補助要件化**(計画制度と補助制度の連動化)
- ・ **令和7事業年度(令和6年10月)以降、国補助を受けるためには地域公共交通計画の策定が必須**となり、この機会に西多摩地域において公共交通の目指す姿を共有すべく、地域公共交通活性化協議会を設置

	現行		法定計画(地域公共交通計画)の有無	経過措置期間 (～令和6年事業年度)		経過措置期間終了後 (令和7年事業年度～)	
	補助計画	交付先		補助計画	交付先	補助計画	交付先
幹線	生活交通確保維持改善計画(幹線) ※主に県単位	乗合事業者 又は 都道府県・市町村法定協議会	都道府県法定計画あり	都道府県法定計画 又は 生活交通確保維持改善計画(幹線)	都道府県法定協議会 又は 乗合事業者	都道府県法定計画	都道府県法定協議会 又は 乗合事業者
			都道府県法定計画なし 市町村法定計画あり	市町村法定計画 又は 生活交通確保維持改善計画(幹線)	市町村法定協議会 又は 乗合事業者	市町村法定計画	市町村法定協議会 又は 乗合事業者
			都道府県・市町村法定計画なし	生活交通確保維持改善計画(幹線)	乗合事業者	補助対象外	

1. 法定計画策定に向けた手順

(2) 協議会の進め方

(建付け)

- 「あきる野・檜原地域公共交通活性化協議会」と「奥多摩地域公共交通活性化協議会」の2本立てで法定協議会を構成
- 東京都(地域公共交通担当)と、市町村各担当が共同事務局

(開催方法)

- Web会議システムを利用したオンライン会議及びサテライト会場のハイブリッド形式での開催を基本
- 協議内容によっては、両協議会の合同開催

(根拠法令)

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(第6条第1項)に基づく、地域公共交通計画作成及び実施に関し、必要な協議を行うための協議会として設置

(その他)

- 協議会の下部組織として、準備会(行政、西東京バス等の交通事業者)を設置。実務的な検討を進める

1. 法定計画策定に向けた手順

(3) 策定する計画・計画区域について

<策定する計画>

「あきる野・檜原地域協議会」と「奥多摩地域協議会」それぞれで計画を策定

<計画の区域>

●あきる野・檜原地域:

あきる野市五日市地域、小宮・戸倉地域
(あきる野市都市計画マスタープランを基に設定)
檜原村全域

●奥多摩地域:

氷川地区、小河内地区
(第5期奥多摩町長期総合計画の区域を基に設定)



1. 法定計画策定に向けた手順

(4) 今後の進め方(案)

	活性化協議会	
R4年度	【第1回】2月13日: 協議会立上げ、現状整理、計画の方向性確認	準備会を 随時開催 調整を 実施
今回	【第2回】7月21日: 計画の基本的方針、目標、施策	
R5年度	【第3回】10月ごろ: 計画(素案)、国補助要求資料案	
	【第4回】12月ごろ: 計画(案)	
	パブコメ実施(1月ごろ)	
	【第5回】3月ごろ: パブコメ反映、計画取りまとめ	
R6年度	【第6回】6月ごろ: 計画認定申請、令和7事業年度国費申請	